

令和7年度輸入食品監視指導結果、 令和8年度輸入食品監視指導計画並びに 令和8年度検査命令及びモニタリングの概要について

令和8年4月21日

神戸検疫所

食品監視課

食品監視第二課

1. 令和7年度輸入食品 監視指導結果 (速報値)

令和7年度輸入食品監視指導計画監視結果（速報値）

❖ 届出件数

- ◆ 全国 2,533,178件（前年比103%）
- ◆ 一課 104,608件（前年比100%）
- ◆ 二課 91,773件（前年比105%）

❖ 検査件数（全国）

- ◆ 検査命令 72,581件
- ◆ モニタリング検査 48,504件
- ◆ 指導検査等 91,329件

❖ 違反件数（届出件数あたりの違反率）

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| ◆ 全国 | 763件（0.03%） | ※前年度 | 731件（0.03%） |
| ◆ 一課 | 47件（0.05%） | | 46件（0.04%） |
| ◆ 二課 | 25件（0.03%） | | 27件（0.03%） |

（令和8年4月14日現在）

2. 令和8年度輸入食品 監視指導計画

輸入食品監視指導計画について

❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

令和8年度輸入食品監視指導計画について

輸入時の監視指導のポイント

- ① 輸入者への自主的な衛生管理の実施
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や指定成分等含有食品の指導
 - ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- ② モニタリング検査の実施
 - ・ 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
 - ・ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
 - ・ 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施
- ③ モニタリング検査以外の行政検査の推進
- ④ 検査命令の実施
- ⑤ 包括的輸入禁止措置の検討
- ⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応
- ⑦ 輸入者に対する輸入前相談

3. 令和8年度検査命令 及びモニタリング計画

令和8年度検査命令について

❖検査命令

- ◆自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、**法違反の可能性が高いと見込まれる食品等**について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆輸入者が費用負担、**検査結果判明まで輸入不可**

❖令和8年度の主な変更点

- ① 中国産及びベトナム産食品のサイクラミン酸対象製造者の変更
- ② 中国産冷凍ほうれんそう及び冷凍調理ほうれんそうのクロルピリホス対象加工企業の変更
→それぞれ1社ずつクロルピリホス対象外となった

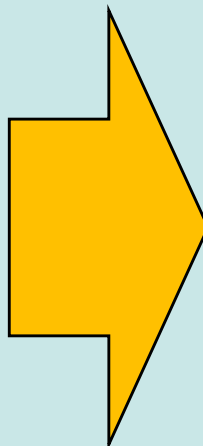
令和8年度検査命令について

中国産食品のサイクラミン酸対象製造者

令和7年度(最終改正令和8年3月27日)

	製造者名
A	ANHUI DANGSHAN XINGDA CANNED FOODS CO.,LTD
	ANHUI HAOHAO FOOD TECHNOLOGY CO.,LTD
B	BROADEN LEISURE OUTLETS COMPANY LIMITED
C	CHONGQING JIANUO FOOD CO., LTD
D	DALIAN HAIYU FOOD CO.,LTD
	DALIAN SHANHAI SEAFOOD CO., LTD
	DALIAN SHANHAI SEAFOOD CO., LTD ZHUANGHE BRANCH
H	HARBIN XUYIFEI FOOD CO.,LTD
	HEILONGJIANG HENGYUAN FOOD CO.,LTD
	HENGYANG MENGYUAN FOOD CO.,LTD.
	HENGYANG QIAQIA FOOD CO., LTD.
	HERBLINK BIOTECH CORPORATION
	HEZE ZHENGXIN FOOD CO.,LTD.
J	JINHUA KOUKOUFU FOOD CO.,LTD.
	JINHUA LAO JIEKOU FOOD CO.,LTD
K	KUNCHENG FENGYUAN(CHONGQING)BIOTECHNOLOGY CO.,LTD
L	LAIWU TAIHE FOODS CO.,LTD.
M	MAOMING LONGHAI JELLYFISH GROUP CO.,LTD
	MULTIZEN INDUSTRY (NANTONG) LIMITED
N	NINGLING COUNTY CHENYU FOOD CO., LTD.
P	PENINSULA MERCHANDISING LIMITED
Q	QINGDAO BENJIA FOOD CO.,LTD.
	QINGDAO ZECHENG FOOD CO.,LTD
	QUANYI (SHAANXI) IMPORT AND EXPORT TRADING CO., LTD
S	SHANDONG COMMUNE UNION FOOD CO.,LTD.
	SHANDONG TAIHECHANG FOODS CO.,LTD.
T	TANCHENG XIAN ZHENGWEI FOOD CO.,LTD.
	TONGYU COUNTY TIANYI AGRICULTURAL PRODUCTS TRADE CO.,LTD
W	WILL SUCCESS INTERNATIONAL LIMITED
Y	YANBIAN WANGQING DRIED VEGETABLES PROCESS CO.,LTD.
Z	ZHANGZHOU JINFENG FOOD INDUSTRY CO.,LTD.

10社
削除



令和8年度(令和8年4月14日時点)

	製造者名
A	ANHUI DANGSHAN XINGDA CANNED FOODS CO.,LTD
	ANHUI HAOHAO FOOD TECHNOLOGY CO.,LTD
B	BROADEN LEISURE OUTLETS COMPANY LIMITED
C	CHONGQING JIANUO FOOD CO., LTD
D	DALIAN SHANHAI SEAFOOD CO., LTD
	DALIAN SHANHAI SEAFOOD CO., LTD ZHUANGHE BRANCH
H	HARBIN XUYIFEI FOOD CO.,LTD
	HEILONGJIANG HENGYUAN FOOD CO.,LTD
	HENGYANG MENGYUAN FOOD CO.,LTD.
	HENGYANG QIAQIA FOOD CO., LTD.
	HEZE ZHENGXIN FOOD CO.,LTD.
J	JINHUA KOUKOUFU FOOD CO.,LTD.
K	KUNCHENG FENGYUAN(CHONGQING)BIOTECHNOLOGY CO.,LTD
M	MULTIZEN INDUSTRY (NANTONG) LIMITED
N	NINGLING COUNTY CHENYU FOOD CO., LTD.
P	PENINSULA MERCHANDISING LIMITED
Q	QINGDAO BENJIA FOOD CO.,LTD.
	QINGDAO ZECHENG FOOD CO.,LTD
	QUANYI (SHAANXI) IMPORT AND EXPORT TRADING CO., LTD
S	SHANDONG COMMUNE UNION FOOD CO.,LTD.
Z	ZHANGZHOU JINFENG FOOD INDUSTRY CO.,LTD.

令和8年度検査命令について

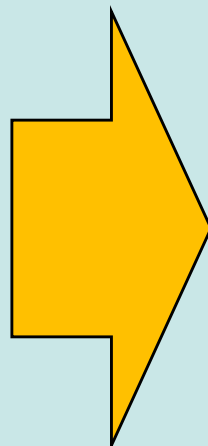
ベトナム産食品のサイクラミン酸対象製造者

令和7年度(最終改正令和8年3月27日)

4社
削除

令和8年度(令和8年4月14日時点)

	製造者名
B	BRANCH OF NGOC LONG FOOD MANUFACTURING & TRADING COMPANY LIMITED.
	BRANCH OF NGOC LONG FOODS TRADING AND PRODUCTION COMPANY LIMITED.
	(ベトナム語: CHI NHANH CONG TY TNHH THUONG MAI VA SAN XUAT THUC PHAM NGOC LONG.
	ベトナム語略称: CN CONG TY TNHH TM & SX TP NGOC LONG.)
H	HANA NGUYEN TECHNOLOGY COMPANY LIMITED
	HO KINH DOANH COM CHAY KIM TIEN VUA
J	JW CO.,LTD
K	KIM LONG TNK COMPANY LIMITED
N	NGOC LIEN IMPORT-EXPORT-TRADING & PRODUCING CO., LTD (ベトナム語: CONG TY TNHH SAN XUAT-THUONG MAI-XUAT NHAP KHAU NGOC LIEN)
R	REGION 1 SEAFOOD JOINT STOCK COMPANY
T	TAM DUC FISHERIES COOP.
	TAM DUC FISHERIES COOPERATIVE VAN GIANG BRANCH
V	VIET DUC FOOD TECHNOLOGY CO.,LTD
	VIET THAI FOOD TRADING COMPANY LIMITED (ベトナム語: CONG TY TNHH THUONG MAI VIET THAI FOOD ベトナム語略称: CONG TY TNHH TM VIET THAI FOO)
Y	YACHIYO-BAO ANH CO.,LTD.
	YOSHI ASIA CO.,LTD.



	製造者名
H	HANA NGUYEN TECHNOLOGY COMPANY LIMITED
	HO KINH DOANH COM CHAY KIM TIEN VUA
J	JW CO.,LTD
N	NGOC LIEN IMPORT-EXPORT-TRADING & PRODUCING CO., LTD (ベトナム語: CONG TY TNHH SAN XUAT-THUONG MAI-XUAT NHAP KHAU NGOC LIEN)
R	REGION 1 SEAFOOD JOINT STOCK COMPANY
T	TAM DUC FISHERIES COOP.
	TAM DUC FISHERIES COOPERATIVE VAN GIANG BRANCH
V	VIET DUC FOOD TECHNOLOGY CO.,LTD
	VIET THAI FOOD TRADING COMPANY LIMITED (ベトナム語: CONG TY TNHH THUONG MAI VIET THAI FOOD、 ベトナム語略称: CONG TY TNHH TM VIET THAI FOO)
Y	YOSHI ASIA CO.,LTD.

令和8年度モニタリング計画について

❖モニタリング検査

- ◆多種多様な輸入食品について、**食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的**として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆国が費用負担、**検査結果の判明を待たずに輸入可能**

【令和8年度モニタリング計画】

(令和8年3月31日厚生食輸発0331第2号「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について 別添)

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領

7 その他（1）モニタリングの強化

令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき実施するモニタリング検査の強化については、**頻度を30%**とし、対象は**別表第2**に示すとおりとする。

また、法違反判明時の当該製造者、製造所、輸出者又は包装者等に対しては、**輸入の都度、自主検査**を実施することとし、対象は**別表第3**に示すとおりとする。

→**30%強化対象は別表第2**

→**100%自主検査対象は別表第3**

令和8年度モニタリング計画について

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 米・ねぎ・香辛料等の残留農薬、雑穀・落花生・豆類加工品等のかび毒、調味料・菓子等の添加物などを強化

検査項目	令和8年度	令和7年度
残留農薬	25,300	25,530
成分規格（大腸菌群等）	13,580	14,000
添加物	12,680	12,600
病原微生物（リステリア等）	15,000	15,310
抗菌性物質等	13,000	13,320
カビ毒（アフラトキシン等）	8,820	7,620
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

令和8年度モニタリング計画について

❖ 令和8年度の主な変更点

→ミネラルウォーターの成分規格項目としてPFOS及びPFOAの追加

別表第4 (一部抜粋)

検査の項目	包装形態	ロットの大きさ (N)	検体採取のための開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数
微生物	特定せず	≦ 150	3	0.3	1
		151 ~ 1,200	5	0.3	1
		≧ 1,201	8	0.3	1
放射線照射	特定せず	≦ 50	2	0.5 ^{※1}	1
		51 ~ 500	3	0.5 ^{※1}	1
		501 ~ 3,200	5	0.5 ^{※1}	1
		≧ 3,201	8	0.5 ^{※1}	1
放射性物質	特定せず	≦ 50	3	1	1
		51 ~ 150	5	1	1
		151 ~ 500	8	1	1
		501 ~ 3,200	13	1	1
		3,201 ~ 35,000	20	1	1
酸価、過酸化物価	特定せず	≦ 50	2	1.5	1
		51 ~ 500	3	1.5	1
		501 ~ 3,200	5	1.5	1
		≧ 3,201	8	1.5	1
PFOS及びPFOA	特定せず	≧ 1	1	1サンプルの最小採取単位は500g (500g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする)とし、2サンプル採取する ^{※2}	1

➤ 開梱数

数量を問わず 1 CT

➤ 採取量

1 ps=500g以上
→ 2 ps

1 ps=500g未満
→合計500g以上となる
本数×2

例：300g/psの場合
2ps×2=4ps

参考：ホームページでの確認方法

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 テーマ別に探す

健康・医療

2 食品

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 メニュー

※スマートホンの場合は
トップページ右上の
「メニュー」を開くと
①「テーマ別に探す」
が表示されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 各施策情報

各施策情報

4 輸入食品

参考：ホームページでの確認方法

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康・医療

輸入食品監視業務

⑤ 施策紹介

施策紹介

- 輸入手続
- ⑥ 監視指導・統計情報
- 違反事例
- 輸出国対策

健康・医療

監視指導・統計情報

令和8年度 令和7年度 令和6年度 令和5年度 令和4年度
令和3年度 令和2年度 令和元年度

このページでは、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導及び統計情報等に関する情報を掲載しています。平成30年度以前のデータは[こちら](#)。

令和8年度

監視指導

⑦

- 輸入食品監視指導計画
- 検査命令実施通知
- モニタリング検査実施通知
- その他の監視指導に関する通知

検査命令通知へ

モニタリング通知へ

参考：ホームページでの確認方法

命令対象一覧

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について（健生食輸発0331第1号）

1食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(PDF PDF [52KB])

9

別添1(PDF PDF [161KB])

別添2の1 検査命令対象食品等(PDF PDF [101KB])

別添2の2 検査命令免除食品等(PDF PDF [75KB])

別添3 各証明書等様式(PDF PDF [6.3MB])

2別途指示等について

別表1 試験品採取の方法(PDF PDF [35KB])

別表2 試験品採取の方法(PDF PDF [33KB])

別表3 食品（アフラトキシン）検査命令対象製造者(PDF PDF [26KB])

別表4 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（クドア・セブテンブクタータ）検査命令対象養殖業者(PDF PDF [30KB])

別表5 生食用魚介類等（腸炎ビブリオ）検査命令対象製造者(PDF PDF [20KB])

別表6 スペイン産非加熱食肉製品（リステリア・モノサイトゲネス）検査命令対象製造者(PDF PDF [15KB])

別表7 中国産乾燥ほうれんそう（エンドリン、クロルピリホス）検査命令対象加工企業(PDF PDF [48KB])

別表8 中国産冷凍ほうれんそう（エンドリン、クロルピリホス）検査命令対象加工企業(PDF PDF [978KB])

別表9 中国産冷凍調理ほうれんそう（エンドリン、クロルピリホス）検査命令対象加工企業(PDF PDF [314KB])

別表10 中国産食品（サイクラミン酸）検査命令対象製造者(PDF PDF [14KB])

別表11 フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）検査命令対象製造者(PDF PDF [16KB])

別表12 ベトナム産食品（サイクラミン酸）検査命令製造者(PDF PDF [39KB])

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 監視指

検査命令通知（令和8年度）

検査命令通知（令和8年度）

1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について(健生食輸発0331第1号)

8

参考：ホームページでの確認方法

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 監視指導・統計情報 > 令

令和8年度モニタリング実施通知 ⑧

- ▶ [「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（健生食輸発0331第2号）](#)
- ▶ [モニタリング検査実施通知](#)

別表第2、第3は随時更新されます。

※令和7年度は年間約75回更新

定期的に確認をしましょう！

別添

モニタリング計画

別表第2

30%モニタリング強化

別表第3

100%自主検査

別表第4～6

開梱数、採取量

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」 の実施について（健生食輸発0331第2号）

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

⑨ [「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について \[PDF形式\] \[29KB\]](#)

- ▶ [PDF 別添 \[PDF形式\] \[285KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第1 \[PDF形式\] \[112KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第2 \[PDF形式\] \[48KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第3 \[PDF形式\] \[50KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第4 \[PDF形式\] \[114KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第5 \[PDF形式\] \[74KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第6 \[PDF形式\] \[48KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第7 \[PDF形式\] \[95KB\]](#)
- ▶ [PDF 別表第8 \[PDF形式\] \[156KB\]](#)

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料



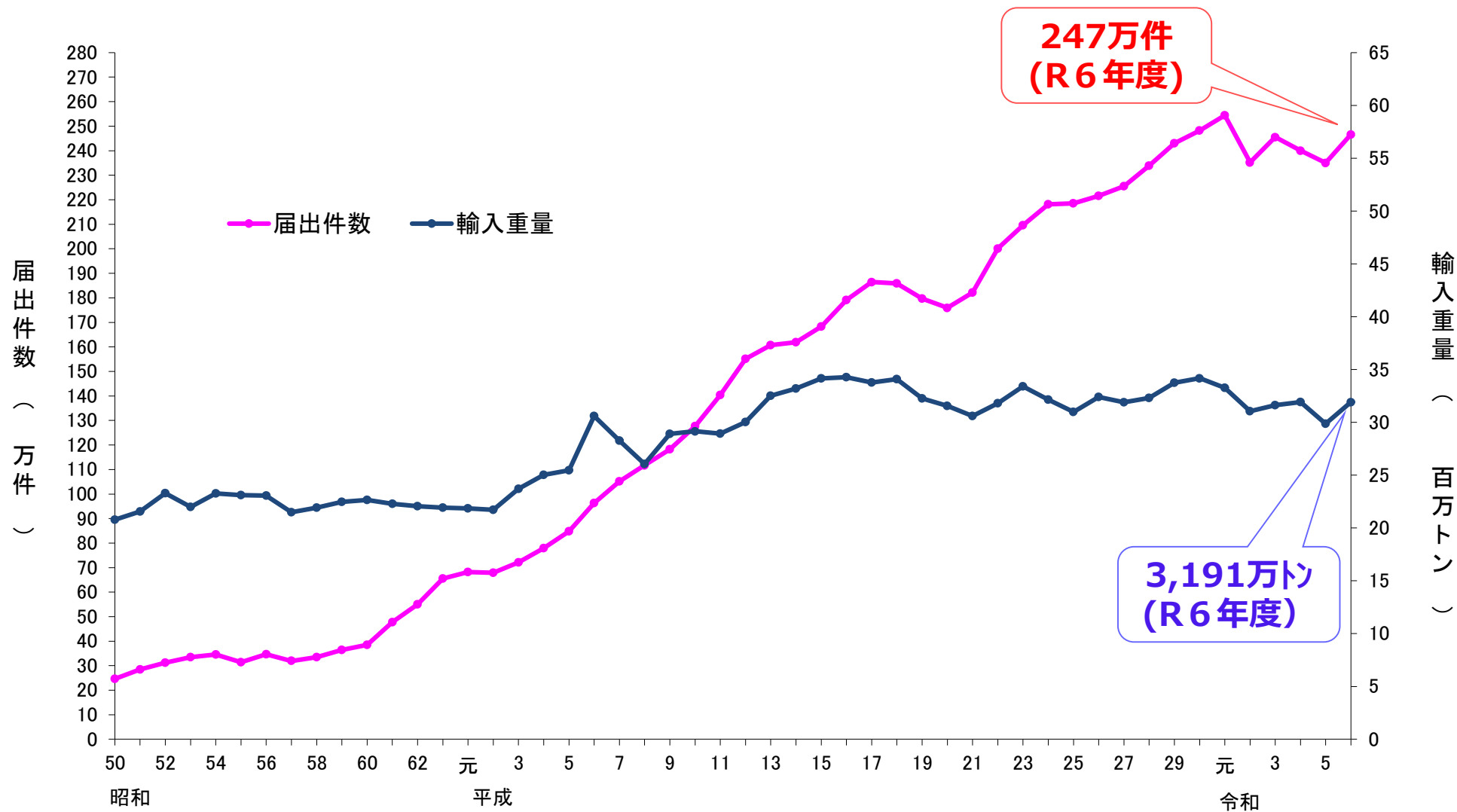
令和 6 年度 全国の輸入状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品等の輸入届出件数・重量推移



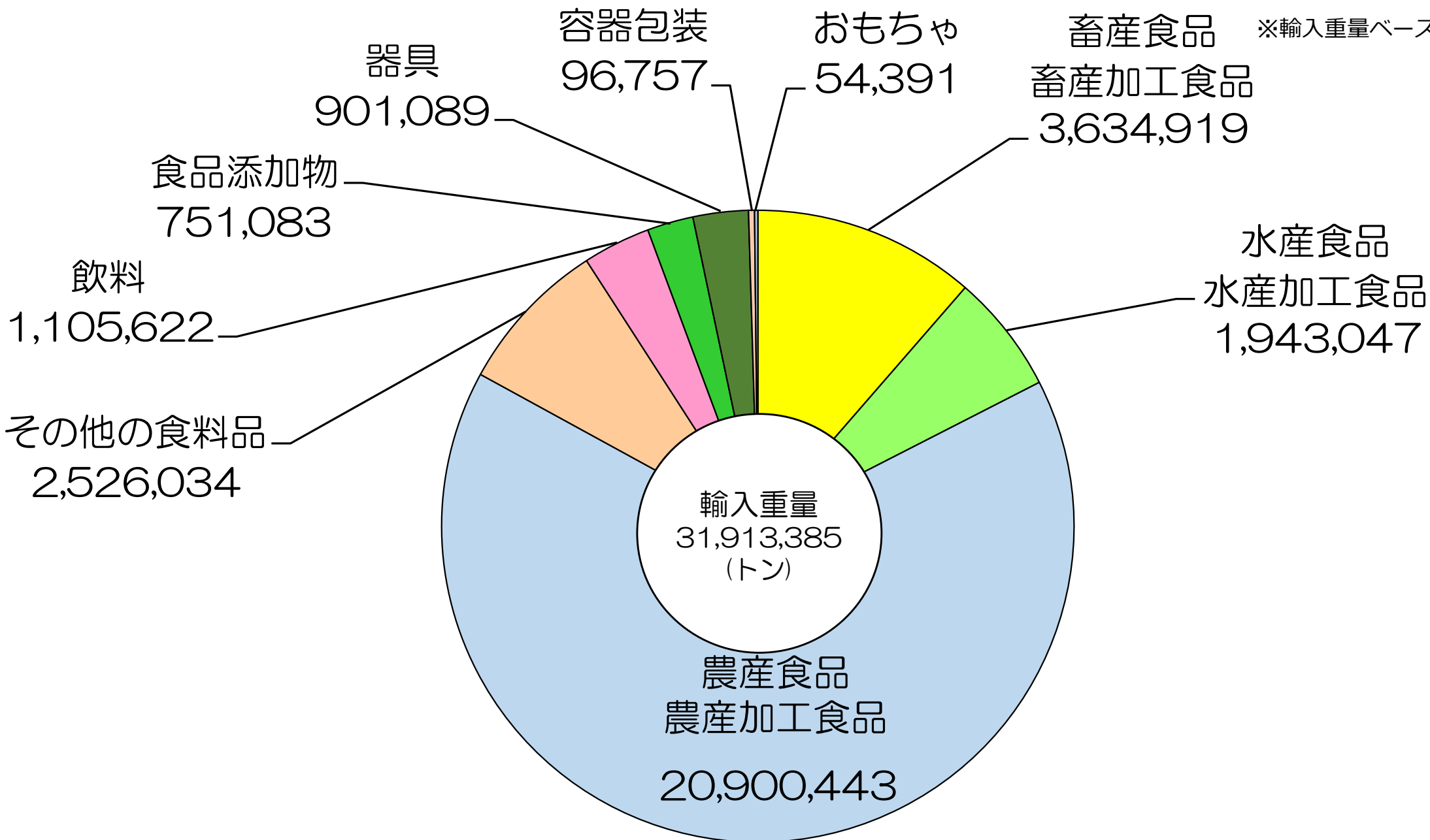
(注)昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和6年度)

食品等の輸入の状況（令和6年度）

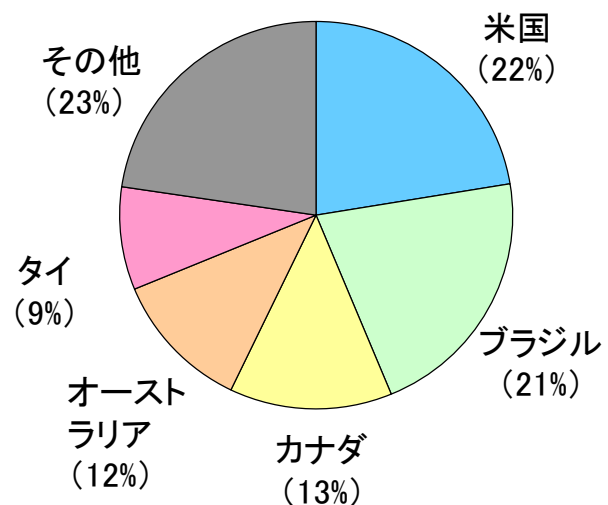
※輸入重量ベース



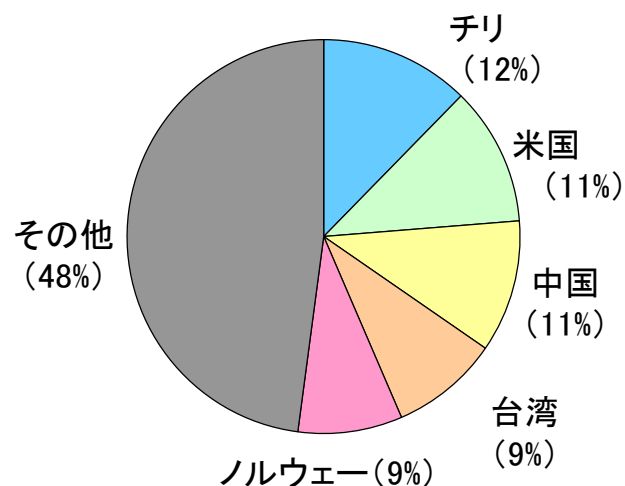
食品別輸入量上位5ヶ国 ①（令和6年度）

※輸入重量ベース

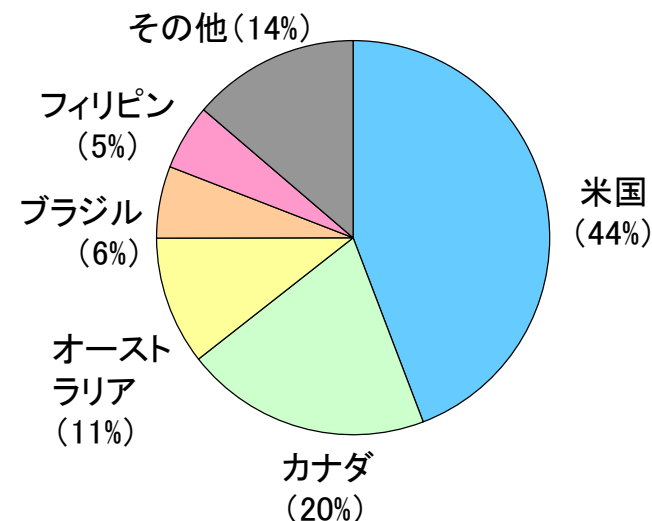
畜産食品



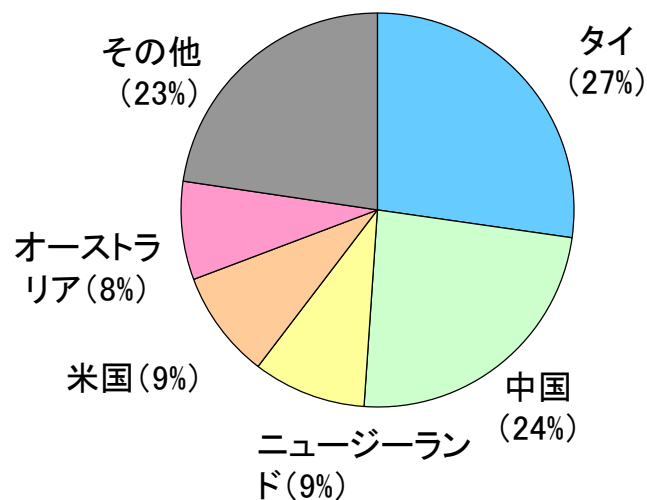
水産食品



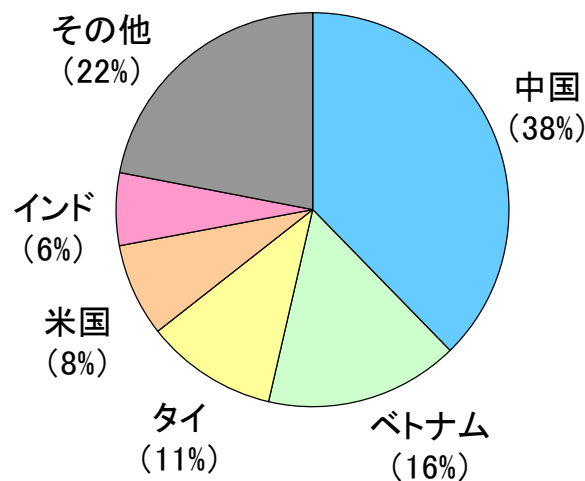
農産食品



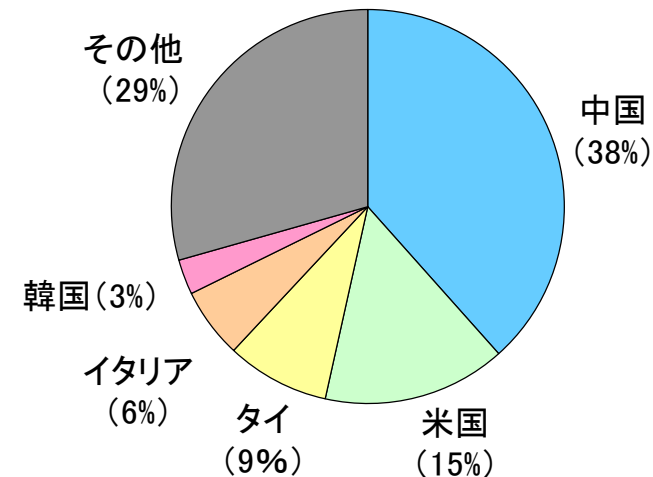
畜産加工食品



水産加工食品



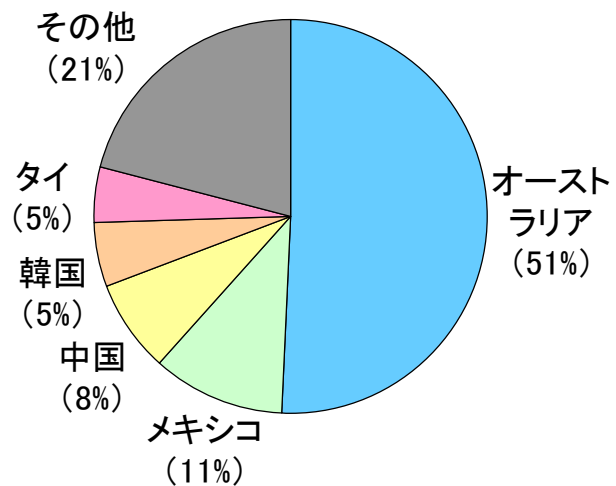
農産加工食品



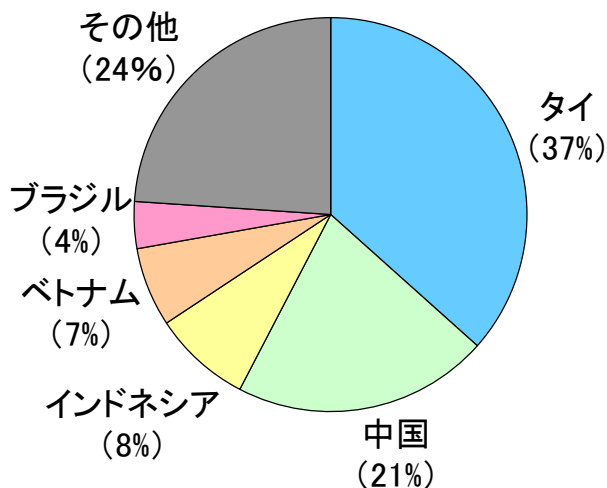
食品別輸入量上位5ヶ国 ②（令和6年度）

※輸入重量ベース

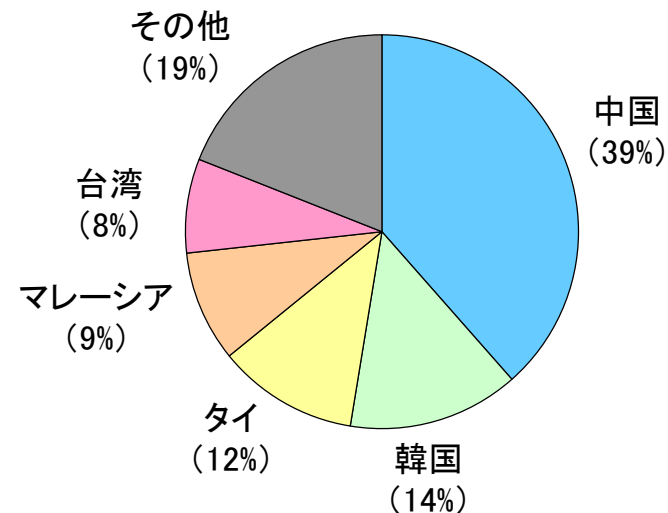
その他の加工食品



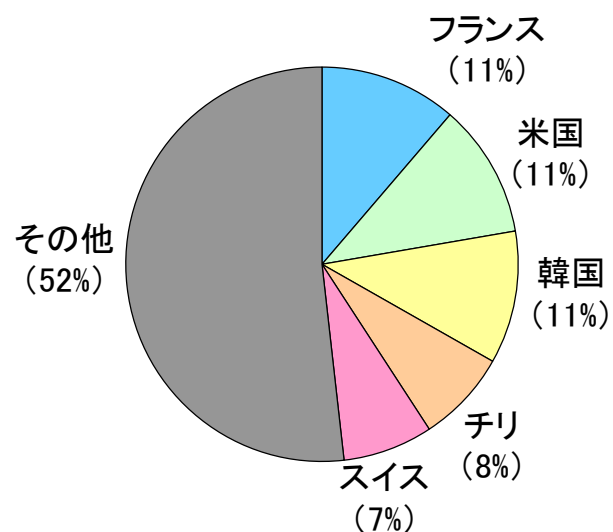
食品添加物



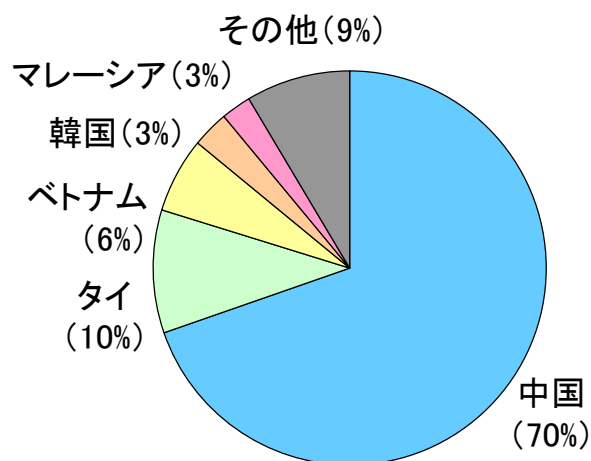
容器包装



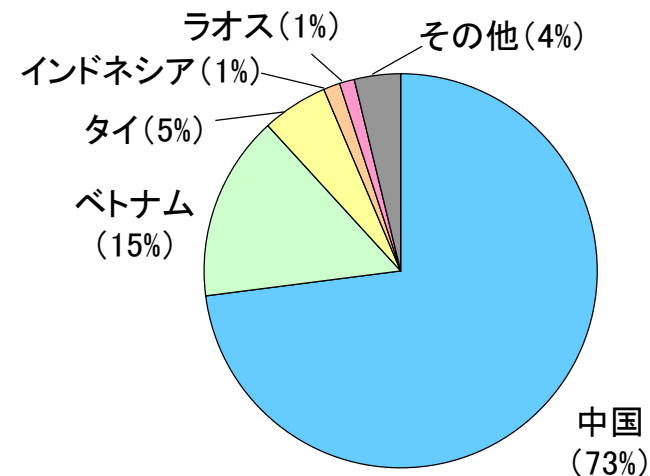
飲料



器具



おもちゃ



令和 6 年度 監視指導結果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,466,004件
- ◆ 検査件数 206,227件（検査率8.4%）
（検査命令 70,034件、モニタリング検査 48,050件、指導検査等 87,810件）
- ◆ 違反件数 731件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,224件に対し、延べ100,982件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 34の国・地域の56品目

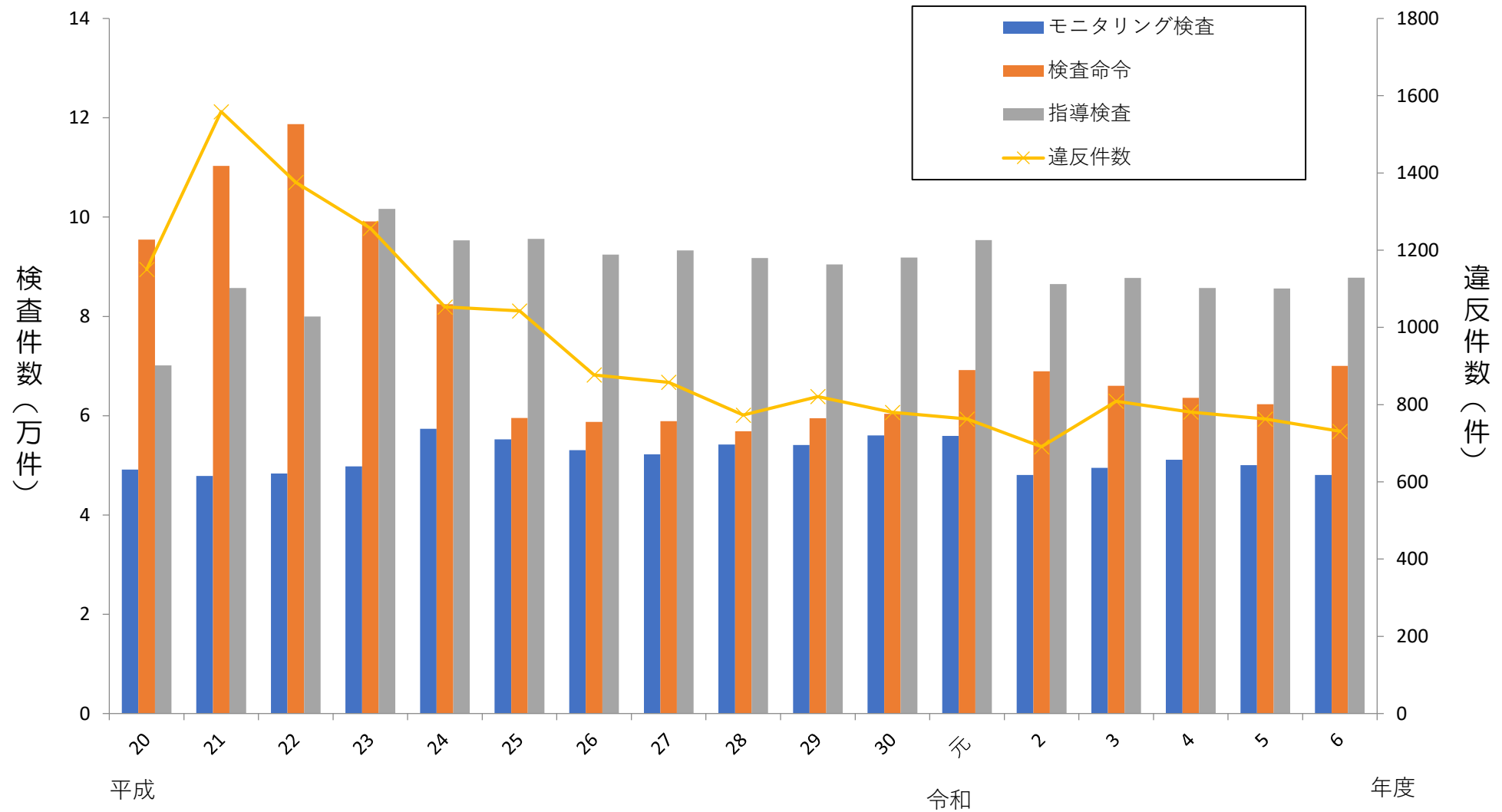
❖ 検査命令移行品目

- ◆ 11の国・地域の23品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国4品目及び39の国・地域の111品目（令和7年4月1日時点）

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（令和6年度）

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	194（延数） 193（実数）	25.0	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、杏の種子等からのシアン化合物の検出、蒸留酒からのメタノールの検出、米、小麦、菜種、落花生等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	2（延数） 2（実数）	0.3	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	45（延数） 43（実数）	5.8	指定外添加物(L-トレオン酸マグネシウム、TBHQ、アゾルビン、アルコール脱水素酵素、イソオクタン、オレンジ I I、サイクラミン酸、トリエチルアミン、パテントブルー V、フマル酸鉄、モリブデン酸アンモニウム、ヨウ素化塩、硫酸アルミニウムナトリウム)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	512（延数） 477（実数）	65.9	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、E.coli 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	24（延数） 21（実数）	3.1	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	0（延数） 0（実数）	0.0	おもちゃの規格違反
計		777（延数） ※731（実数）		※第6条第2号及び第12条違反が1件 第12条及び第13条第2項違反が4件

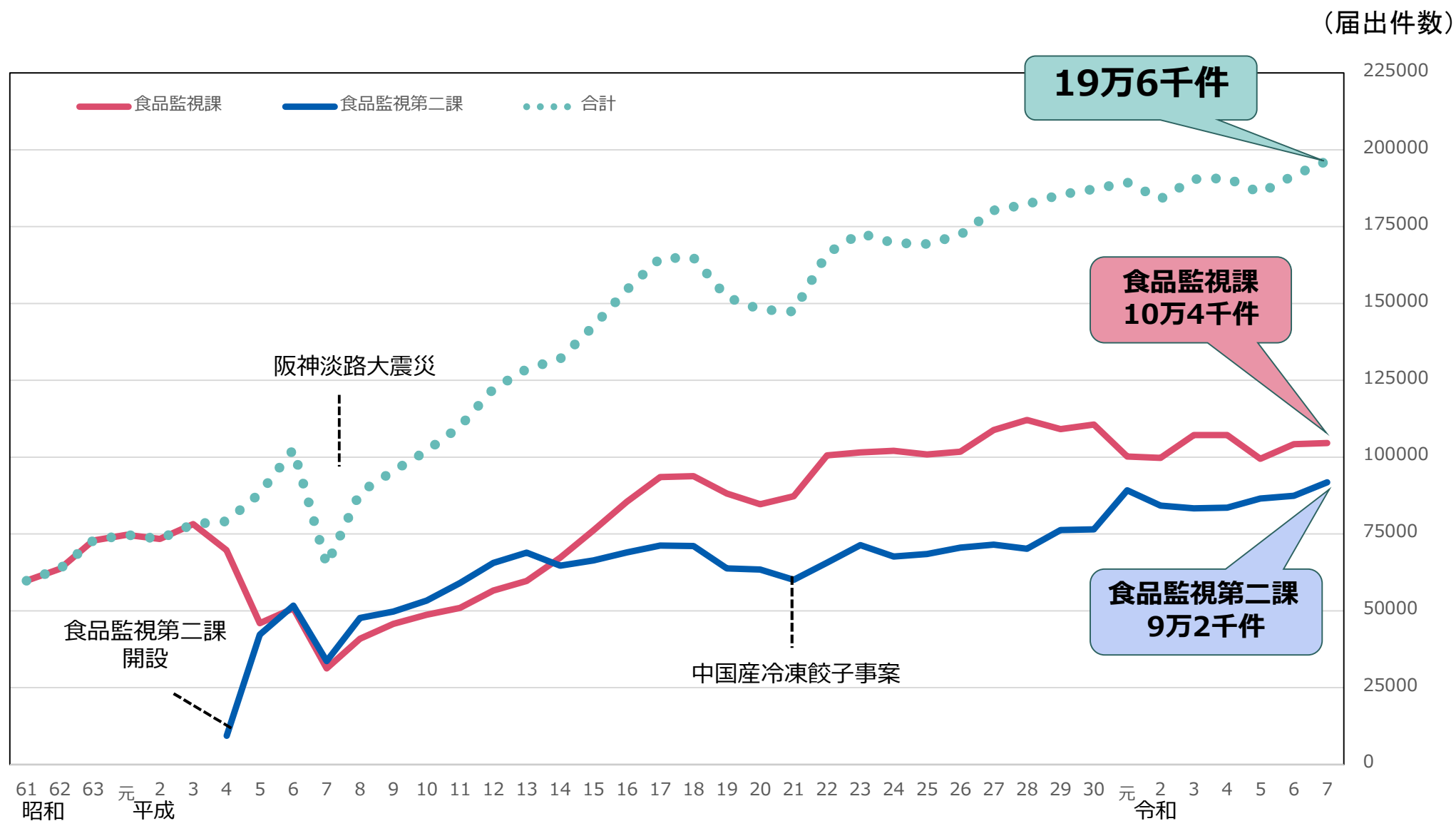
令和7年度 監視指導結果 (速報値)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

神戸検疫所における輸入状況①

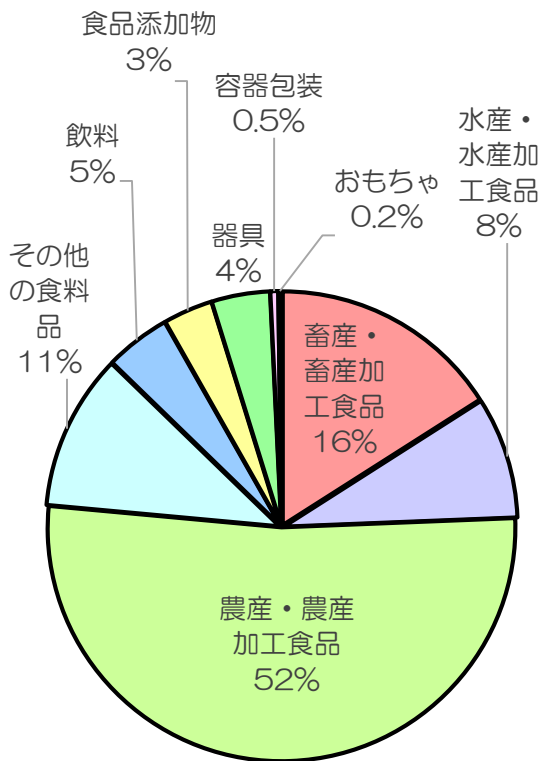


(平成18年までは年次、平成19年以降は年度)

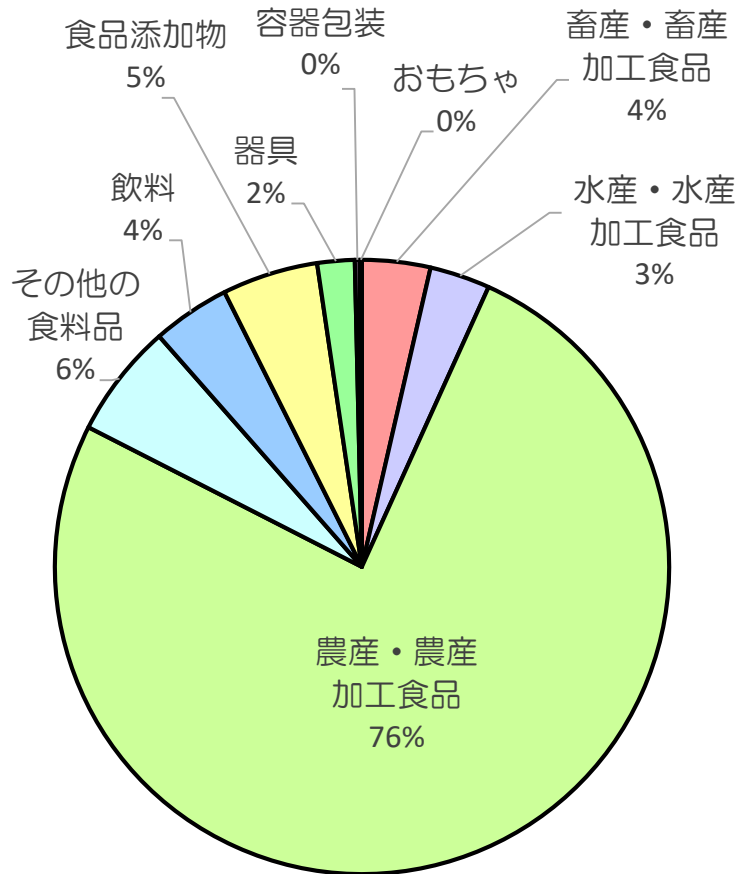
(令和8年4月10日現在)

神戸検疫所における輸入状況②

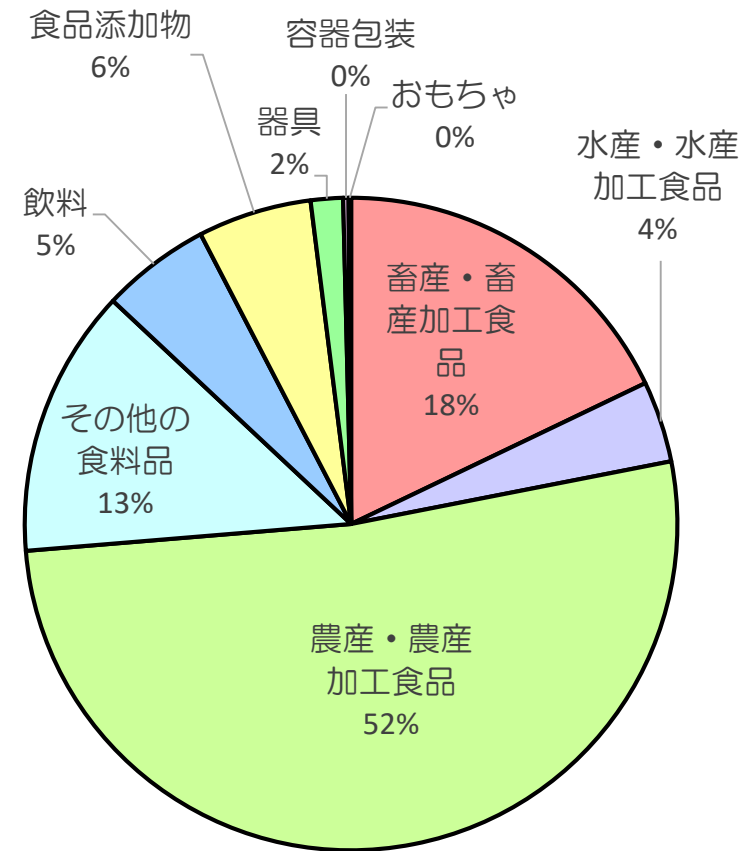
全国



神戸食品監視課



神戸食品監視第二課



※輸入重量ベース

神戸検疫所における違反状況

食品監視課（47件） 食品監視第二課（25件）

届出件数に占める違反の割合 0.04%

- ・ 検査命令 26件
- ・ 指導検査等 32件
- ・ モニタリング検査 14件

（令和8年4月13日時点）

神戸検疫所における違反状況

違反条文		違反件数 (延数)	構成比 (%)	主な違反内容	主な原因
6	販売を禁止される食品及び添加物	19	26.4	落花生、アーモンド、乾燥いちじく、ピスタチオナッツ、ピスタチオナッツ加工品、ナツメグ等のアフラトキシンの付着、大豆、米、菜種等の輸送時における事故による変敗・カビの発生	<ul style="list-style-type: none"> ・天候不良 ・選別不良 ・原料の衛生管理不足 ・航海中の水濡れ
12	添加物等の販売等の制限	10	13.9	指定外添加物（サイクラミン酸、TBHQ、アゾルビン、リンゴ酸水素ナトリウム）の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・他国向け製品の誤出荷 ・輸入者の認識不足 ・原料輸送時の混入
13	食品又は添加物の基準及び規格	43	59.7	農産物、水産物及びそれらの加工品の成分規格違反（農薬の残留基準違反、遺伝子組換えパパイア、E.coli陽性等）、保存基準違反（清涼飲料水）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄）、添加物の成分規格違反（D-ソルビトール液、ステビア抽出物）	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理不足（ドリフト等） ・温度管理不足（製造時） ・衛生管理不足（作業員の手洗い、殺菌条件不十分等） ・輸入者の認識不足 ・他国向け製品の誤出荷
18	器具又は容器包装の基準及び規格	0	0		

輸入及び届出時の注意点について

通知等の最新の動向について
神戸検疫所からのお願い

神戸検疫所

食品監視課

食品監視第二課

- 「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い
- 器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて
- 【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について
- 神戸検疫所からのお願い

- 「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い
- 器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて
- 【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について
- 神戸検疫所からのお願い

「ミネラルウォーター類」におけるPFOS及びPFOAに係る成分規格及び製造基準の取扱い

そもそもPFAS（有機フッ素化合物）とは？

PFAS



フライパン加工や
防水製品などに使われ、

PFASとは、水や油をはじく性質をもつ
人工の化学物質の総称



非常に分解されにくく、体内や環境に残りやすいのが特徴

PFOS

PFOA



疫学研究では、免疫機能の低下、肝臓への影響、コレステロール上昇、発がん性との関連、妊娠・発達への影響などが指摘されており、規制が必要とされている

「ミネラルウォーター類」におけるPFOS及びPFOAに係る成分規格及び製造基準の取扱い

改正通知「ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和7年6月30日消食基第402号・健生発0630第5号）」について



第1 改正の概要

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタタン酸（以下「PFOA」という。）に係る**成分規格を設定**した。規格は、PFOS及びPFOAの和として0.00005mg/l以下であることとした。

物質名	規格値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタタン酸（PFOA）	0.00005 mg/l (合算値として)

解説

“ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの”については、**成分規格が設定されたため**、初回輸入時、それ以降は年に一度、PFOS及びPFOAを含めた**成分規格の自主検査が必要**となる。

※経過措置が終了した以降、PFOS及びPFOAの検査を実施していないアイテムを輸入した場合は、PFOS及びPFOAについて追加で自主検査を実施する必要がある。

不適合の場合

自主検査やモニタリング検査の結果、基準値（0.00005mg/l）を超えて検出した場合は**成分規格（第13条第2項）違反**

「ミネラルウォーター類」におけるPFOS及びPFOAに係る成分規格及び製造基準の取扱い

改正通知「ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和7年6月30日消食基第402号・健生発0630第5号）」について

第2 施行期日及び経過措置

告示の日から施行されるものであること。**ただし、令和8年3月31日まで**に製造され、又は**輸入された**清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は**販売する**場合に限り、なお従前の例によることができる。

解説

告示の日（＝令和7年6月30日）に施行され、3月31日をもって経過期間も終了したため、4月1日より完全施行済み。

「ミネラルウォーター類」におけるPFOS及びPFOAに係る成分規格及び製造基準の取扱い

改正通知「ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和7年6月30日消食基第402号・健生発0630第5号）」について

第3 運用上の注意

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものを除く。）」の**製造基準**として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない」（2 清涼飲料水の製造基準（2）個別基準 1. c）について、**PFOS及びPFOA**は、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の**PFOS及びPFOAに係る成分規格の値**とすること。また、引き続き、泉源の衛生管理について指導されたい。

※ただし、EU諸国からの輸入品である場合であり、かつ、相手国からの製造証明書（EUと取り決めたもの）及び源泉がEUリストに載っていることを官報により確認できる場合、資料の提出がなくとも、製造基準に適合するものとして取り扱う。

解説

未殺菌・未除菌のミネラルウォーター類（二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以下のもの。）については、**製造基準**に「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。」という基準がある（2）個別基準 1. c）。

（PFASはこの人為的な環境汚染物質に当たることから、）その基準を当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の**PFOS及びPFOAに係る成分規格の値**（0.00005mg/l）とする。

初回輸入時には、原水がこのことを満たすことを証明する資料（原水についての成績書など）が必要となる*が、製造基準にかかる項目のため、輸入製品に対する自主検査の指導は引き続き行わない。ただし、PFOS及びPFOAについて、**モニタリング検査の対象**となる。

不適合の場合

モニタリング検査等の結果、基準値（0.00005mg/l）を超えて検出した場合は**製造基準（第13条第2項）違反**

「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い

改正通知に出てこない、“ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものの原水”の取扱い

ミネラルウォーター類におけるP F A S（P F O S及びP F O A）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について（令和7年6月30日消費基第404号・厚生食監発0630第1号）



1 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものの原水については、自主的にP F O S及びP F O Aの濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のP F O S及びP F O Aに係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。

※ただし、EU諸国からの輸入品である場合であり、かつ、相手国からの製造証明書（EUと取り決めたもの）及び源泉がEUリストに載っていることを官報により確認できる場合、資料の提出がなくとも、製造基準に適合するものとして取り扱う。

解説

未殺菌・未除菌のミネラルウォーター類（二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のもの。）については、P F O S及びP F O Aにかかる成分規格及び製造基準は設定されていないが、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のP F O S及びP F O Aに係る成分規格の値（0.00005mg/l）を参考に自主的に源泉を管理し、低減措置等の対応を検討することが望ましい。

初回輸入時には、原水がこのことを満たすことを証明する資料（原水についての成績書など）が必要となる※が、自主的な管理のため、輸入製品に対する自主検査の指導は引き続き行わない。 モニタリング検査の対象にもしない。

不適合の場合

原水や製品の自主的な検査で0.00005mg/lを超えた場合は輸入自粛を指導

- 「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い
- **器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて**
- 【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について
- 神戸検疫所からのお願い

器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて

一般規格から過マンガン酸カリウム消費量が削除され、総溶出物が設定されました

- **過マンガン酸カリウム消費量の問題点**

過マンガン酸カリウム消費量は有機物の酸化量を一括評価するが、健康リスクとの相関は充分とはいえない。

- **国際整合性の必要性**

日本独自の規格で国際規制でほとんど採用されておらず、見直しが求められた。

- **総溶出物規格の導入**

総溶出物は移行量を質量で直接評価し、健康保護に合理的で国際的に広く用いられる。

- **ポジティブリスト制度との整合性**

個別物質の安全性評価とあわせて全体としての溶出量を管理し、制度全体の合理化を図る。



器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて

施行期日について

食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）（令和7年5月30日消食基第361号）



第3 施行期日等

令和7年6月1日から施行されるものであること。ただし、規格や試験法の変更に係る規定については、**令和8年6月1日**から施行する。

また、**令和12年6月1日**前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは**輸入**され、又は営業上使用されている**器具又は容器包装及びこれと同様のもの**については、**従前の例**によることができる。

なお、施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとするが、その場合、部分的な変更は行わないこと。例えば、過マンガン酸カリウム消費量試験が本改正により削除されることから、当該規格についてのみの部分的な変更として、当該試験を実施しないこととした上で、総溶出規格については施行前であることから試験を実施しないということは認められない

解説

総溶出物の規格の導入は、**令和8年6月1日**から。

ただし、移行期間を5年設け、**令和12年6月1日**までは、旧規格に適合した商品またはその同一規格品は、規格に適合したと見なすことができる。

施行前からでも、改正後規格にて検査を実施しても良いが、部分的な変更は認められない。改正後規格で実施するなら、総溶出物試験は必ず実施しなければならないことに注意。

旧規格での検査実績しか無い商品及びその同一規格品は、完全施行後は新規格での検査のやり直しが必要？



器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて

器具及び容器包装の試験法に関するQ & Aについて（令和7年9月4日消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課 事務連絡）



問及び答（一部抜粋、改変）

問

当該告示の施行前又は経過措置期間中に改正前の試験法により試験を行った器具及び容器包装については経過措置期間後に改正後の試験法により改めて試験を行う必要はないと解してよいか。

答

差し支えない。改正は、改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないことから、旧基準に適合するものとして製造等されていた器具又は容器包装及びこれと同様のもの（※）に対して、経過措置期間後に改めて改正後の試験法により試験を行う必要はない。

※「同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために輸入されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して輸入された器具又は容器包装をいう。

旧規格での検査実績があるものと
その同一規格品は検査の
やり直しは必要なし！



器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて

食品衛生法適合性の判断について

新旧の規格が併存することから、実施した検査内容に応じて下表の通り法への適合性を判断します

	令和8年6月1日から令和12年5月31日（経過措置期間中）			
旧規格	適合	不適合	不適合	未実施
新規格	不適合	適合	未実施	不適合
法適合性の判断	届出取り下げを指導 （自主的な廃棄又は積戻し等）	法第18条第2項 適合	法第18条第2項 違反 自主的な新規格での再検査は認める。再検査の結果、新規格に適合であれば、法に適合したものと扱う。	法第18条第2項 違反 旧規格での再検査は認められない。 仮に再検査をして適合であっても、自主的な廃棄又は積戻し等を指導する。

- 「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い
- 器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて
- **【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について**
- 神戸検疫所からのお願い

【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について

消費者庁の食品衛生基準審議会にて残留基準の見直しが検討されています



背景

- 日本では2006年から**ポジティブリスト制度**を導入
- 制度開始時、円滑な運用のため
→ 国際基準・海外主要国の基準を参考に**暫定基準**を設定
- その後、使用実態・科学的知見を踏まえ、順次見直しを実施

対象となる農薬の特徴

- 国内で**農薬登録・使用実績がない**
- 国際基準（Codex MRL）が**設定されていない**
- 海外主要国でも**基準がない／定量下限のみ**
- 輸入時検査での**検出実績は過去5年間で数件程度**（クロルピリホスは除く）

→ 当該農薬が残留した食品の国内流通可能性は極めて低い

食品安全委員会の評価

- 個別基準を削除しても人の健康へのリスクは認められない
- むしろ、一律基準（0.01 ppm）での管理の方が厳格

個別残留基準削除を検討している農薬29品目（和名一覧）

DCIP	アメトリン	イソフェンホス
イプロベンホス	エトフメセート	エトリジアゾール
オキサジキシル	オリザリン	カルプロパミド
キナルホス	クロルピリホス	ジクロフルアニド
シクロプロトリン	ジクロメジン	ジフェニル
シラフルオフェン	デメトン-S-メチル	ニコチン
ピラクロホス	フェノキシカルブ	ブタフェナシル
ブピリメート	フルアクリピリム	フルミクロラックペンチル
ブロモプロピレート	ベンダイオカルブ	ホメサフェン
メタベンズチアズロン	モノクロトホス	

※クロルピリホスはストックホルム条約で**全廃**することとなっており、条約発効（令和8年12月）後は国内はもとより国外を含め使用はないことが前提となる

【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について


消費者庁の食品衛生基準審議会にて残留基準の見直しが検討されています

何が変わるか

- 農薬29品目について、**個別の残留基準が削除**されます
- 削除後は **一律基準 (0.01 ppm)** が適用される

 **規制緩和ではありません**

 **実態を踏まえた
基準の整理**

 **従来より厳しい
基準になります**



注意すべき点

- 生産国では合法使用であっても、見直し後は日本では**一律基準 (0.01 ppm) 超で違反**となる
- 意図しないコンタミネーションを含め、サプライヤーへの確認がより重要

 **従来以上に、確実な農薬の残留管理が必要**

施行日等、今後のスケジュールについて、現時点では具体的に示されていませんが、期限直前の対応とならないよう、あらかじめご準備をお願いいたします。

【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について

【参考】神戸検疫所における過去3年間の検出状況

品目	農薬	
	キナルホス	クロルピリホス
オレンジ		2
カルダモン類	1	
クミン		2
コーヒー豆		1
ゴマの種子		3
ジャイアントコーン		1
そば粉		1
とうがらし		1
バナナ		61
ペッパー（コショウ属）		1
緑豆		1
総計	1	74

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに神戸検疫所に届出され、輸入時に検査を実施したもののうち、各農薬が一律基準(0.01 ppm)を超えて検出されたものを集計。ただし、違反物件は除く。

- 一律基準（0.01 ppm）を超えて検出された農薬のほとんどはクロルピリホス
- バナナが飛び抜けて多く検出している
- 基準値が見直されたらこれらはすべて食品衛生法違反として取り扱われる



重ねて、期限直前の対応とならないよう、あらかじめご準備をお願いいたします。

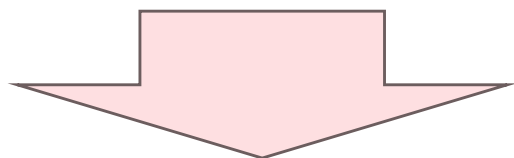
- 「ミネラルウォーター類」におけるP F O S及びP F O Aに係る成分規格及び製造基準の取扱い
- 器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱いについて
- 【情報提供】農薬 29 品目における基準値の削除について
- **神戸検疫所からのお願い**

神戸検疫所からのお願い

FAINSに関する業務コード・画面遷移で分からない時はまずは虎の巻を確認してください



- 届出の添付の差し替え方／削除の仕方が分かりません
- 汎用申請で差し戻された申請の変更の仕方が分かりません
- 汎用申請で受理されて返却された添付ファイルの取得の仕方が分かりません



虎の巻 ～FAINSマスター～
(NACCS掲示板に掲載) に手順が紹介されています！！



FAINSに関する業務コードはこちら！業務コードをクリックで入力例が開きます。

IFA	IFC	IFA01	IFE	IFG01	MSF01	CFB01	IFM
自由等輸入届出事項届出	食品等輸入届出	自由等輸入届出変更事項届出	食品等輸入届出戻書	準自由等輸入届出	通関手等届出代行付届出(検査済(食品))	部分届出戻書	食品等輸入届出再届出
IFCに先立ち食品等輸入届出の届出を行います。	IFA後、検疫所に対して食品等輸入届出を行います。	IFC後、届出済の肉類を廃棄する場合、IFEに先立ち届出変更の届出を行います。	IFA01にて登録した変更内容や、検疫所に対して届出を行います。	準自由等輸入届出の届出された際、検疫所に対して食品の有無を連絡します。	届出済に届出に係る関係書類を添付する旨の届出を行います。	一部届出番号の取崩しや変更等を行った場合は、検疫所へ届出の再届出を要します。	検疫所へ届出の再届出を要する場合は、検疫所へ届出の再届出を行います。
届出し業務:IFB	届出し業務:なし	届出し業務:IFD	届出し業務:なし	届出し業務:IFC	届出し業務:なし	届出し業務:CFB	届出し業務:なし

呼出し業務とは…登録済の情報が反映された状態で入力が始められる便利機能です。

IFA/IFA01でよく参照される各種コード業務コードページに掲載中

- FAINS系各種コード
- LOCODE
- 保税地域コード

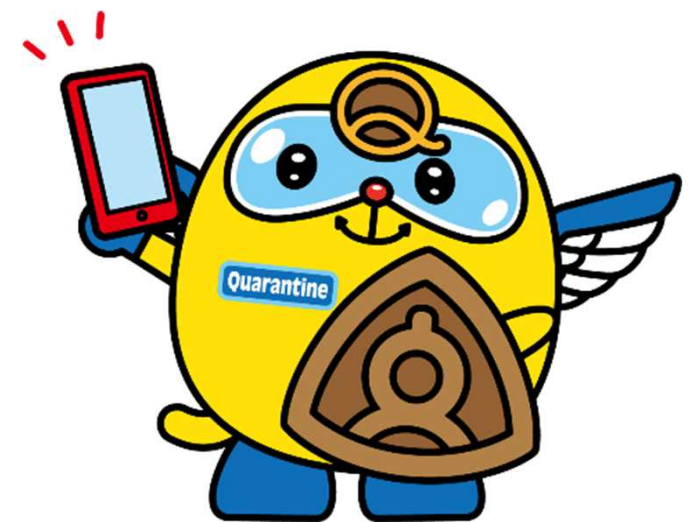
神戸検疫所からのお願い

ゴールデンウィーク期間中の対応について

- ・ **5月2日（土）～5月6日（水）** は**閉庁日**です
 - ・ 上記期間中、原則、届出の受理等を行いません
 - ・ 上記期間中に**執務時間外対応の要望がある場合は速やかにご連絡ください。**
連絡のタイミングによっては、**ご要望に添えない場合もあります**のでご了承下さい
 - ・ 執務時間外対応要望書は**輸入者の方**から提出して下さい
 - ・ 執務時間外対応の希望日は**各窓口**にご相談ください
- ※対応時間は**最低限**となるよう**調整**させていただきます
- ・ 上記期間中の連絡先（対応時間は**8:30～17:15**）

食品監視課：090-4493-2277

食品監視第二課：090-9053-4706



輸入相談について

輸入食品監視指導業務等説明会

令和8年4月21日（火）
神戸検疫所 食品監視課
輸入食品相談指導室

本日の内容

1. 輸入前相談の目的
2. 輸入相談実績
3. 相談の前に
4. 輸入前相談の実際
5. 相談室からのお知らせ

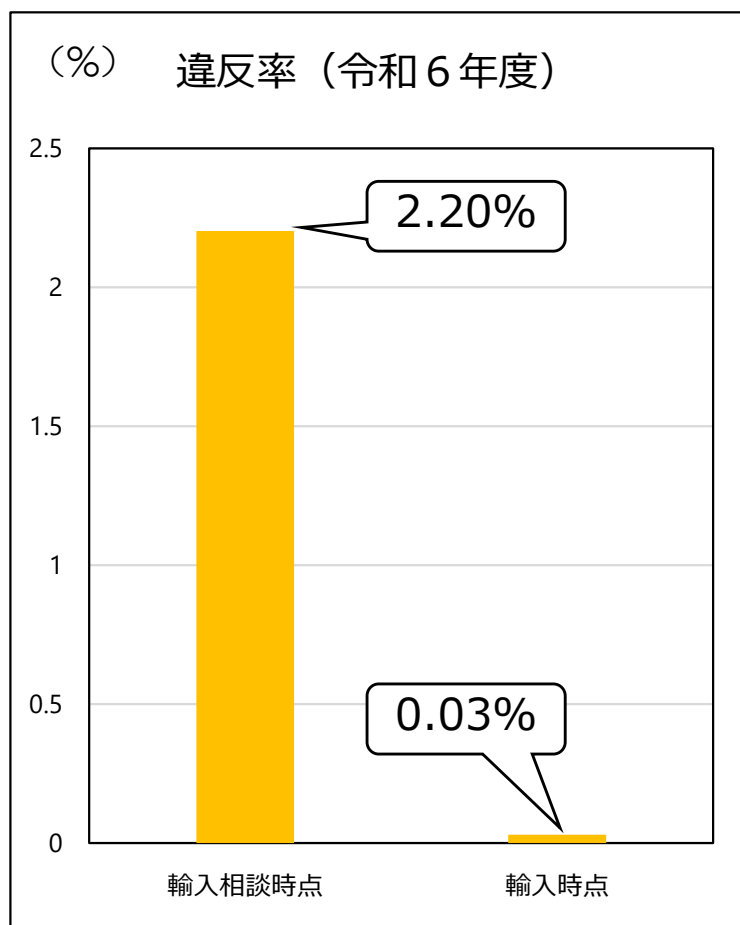
1. 輸入前相談の目的

輸入前相談の目的と違反率

目的

自主的な衛生管理の実施

- 法違反の未然防止
- 適切な輸入届出



輸入前相談時点で判明するが多い。
⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

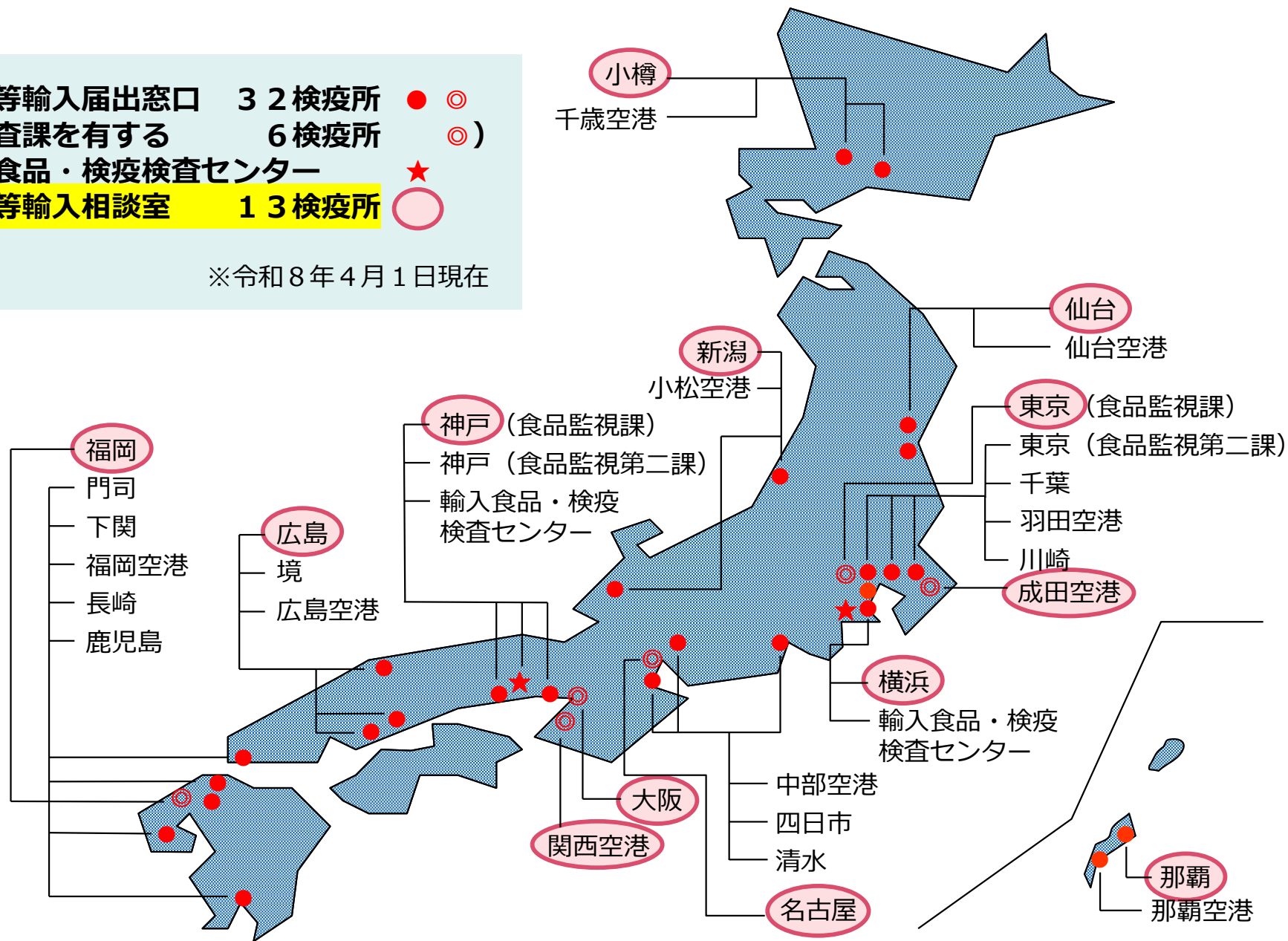
- ①輸入届出件数：2,466,004 件
輸入時に判明した違反件数：731 件
- ②輸入相談実施件数：21,654 件
相談時に判明した違反該当件数：477 件

(資料出所) 厚生労働省「令和6年度における
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」

食品等輸入届出窓口の配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
 (検査課を有する 6 検疫所 ◎ ◎)
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品等輸入相談室 13 検疫所 ○

※令和8年4月1日現在



2. 輸入相談実績

神戸検疫所の輸入相談実績（速報値）

1. 輸入相談実績

	R6年度	R7年度
輸入相談実施件数	644	526
品目別輸入相談件数	1,383	1,262
品目別違反該当件数	21	35

2. 違反該当件数 (延数)

条文	R6年度	R7年度
第6条違反	0	1
第12条違反	13	20
第13条違反	17	30
計	30	51

輸入相談における違反該当内容（令和7年度）

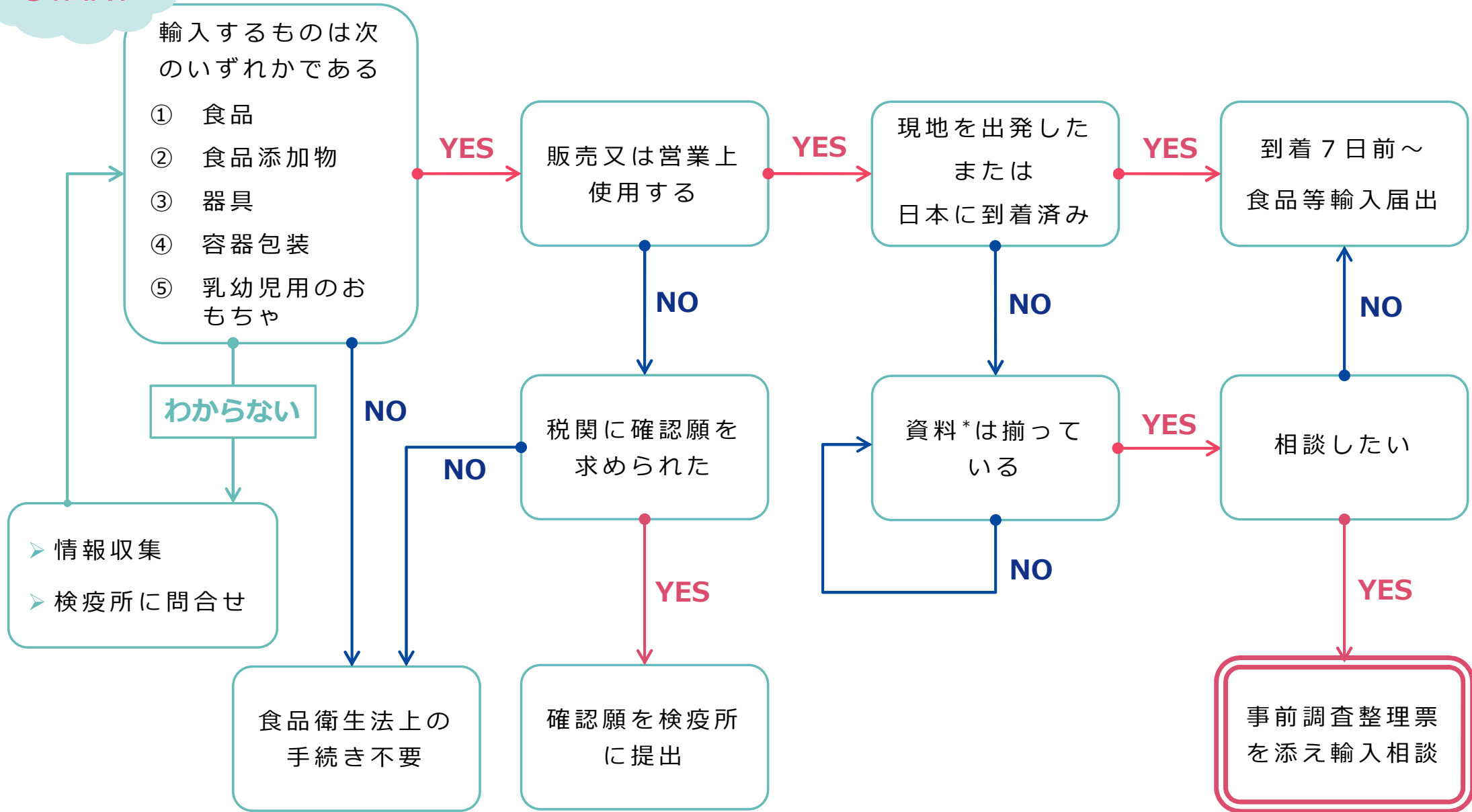
違反条文		違反件数 (延数)	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	1	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ● シガテラ毒魚の使用
12	添加物等の販売等の制限	20	39.2	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定外添加物（ヨウ素、サイクラミン酸ナトリウム、酸化エチレン、カルボキシメチルセルロース、アゾルビン、グルコン酸マグネシウム、クエン酸マグネシウム、クエン酸亜鉛、セレン酸ナトリウム、モリブデン酸ナトリウム、L-セレノメチオニン、ウルソル酸、ヨウ化カリウム)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	30	58.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 添加物の使用基準違反 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外使用（ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、プロピオン酸ナトリウム、グルコン酸第一鉄、ステアロイル乳酸ナトリウム、食用黄色4号) ・ 過量使用（ポリソルベート20) ● 清涼飲料水の製造基準、保存基準不適合

3. 相談の前に



食品衛生法関連手続きの基本フロー

START



資料の用意①

* 相談アイテム毎に、下記内容がわかる資料を製造者等より入手し用意

未加工食品	①輸出者、所在地 ②包装者、所在地
加工食品	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③原材料（食品添加物を含む場合は、物質名、使用量） ④製造加工方法 ⑤容器包装の材質 ⑥保管方法 ⑦用途
食品添加物	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③物質名 ④添加物製剤の場合は、成分 ⑤使用目的 ⑥容器包装の材質 ⑦保管方法
器具 容器包装	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③食品が触れる部分の材質（組み合わせ器具の場合は、展開図、部品リスト）
指定おも ちゃ	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③材質 ④可塑化された材質の有無 ⑤可塑化された材質の場合は可塑剤の物質名 ⑥塗膜の材質 ⑦使用・販売方法（遊び方、対象年齢、販売先等）

資料の用意②

事前調査整理票

(神戸検疫所の参考様式)



その他

- 商品サンプル
- カタログ 等

神戸検疫所輸入食品相談指導室 参考様式

事前調査整理票

相談者	名称	株式会社厚生海運		
	所在地	神戸市兵庫区遠矢浜1-1		
	担当者	検疫太郎	連絡先	tel 078-000-0000 fax 078-000-0000
輸入者	名称	厚生商事株式会社		
	所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
	担当者	東京一郎	連絡先	tel 078-000-0000 fax 078-000-0000
相談内容 (できるだけ具体的に 記載してください)		<input type="checkbox"/> 事前調査項目 <input type="checkbox"/> 輸入手続き <input type="checkbox"/> 届出添付資料 <input checked="" type="checkbox"/> 自主検査項目 <input type="checkbox"/> 食品添加物 <input type="checkbox"/> 残留農薬等 <input type="checkbox"/> 届出手続 <input type="checkbox"/> 届出の記載方法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 殺菌条件が製造基準を満たすか確認したい。		
生産国	中国			
製造者名、所在地	<input type="checkbox"/> 別紙参照 ABC PREFECTURE FOREIGN TRADE & RELATION CORP. 103 JINYU STREET CHENGDU, CHINA			
製造所名、所在地	<input type="checkbox"/> 別紙参照 ABC PREFECTURE FOREIGN TRADE & RELATION CORP. 103 JINYU STREET CHENGDU, CHINA			
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 食品添加物 <input type="checkbox"/> 器具 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> おもちゃ			
商品の種類、名称	清涼飲料水 黒烏龍茶			
原材料(材質)	<input type="checkbox"/> 別紙参照 茶葉、水			
食品添加物の 名称、用途、使用量 <small>*使用量は使用基準がある場合記入</small>	<input type="checkbox"/> 別紙参照 L-アスコルビン酸ナトリウム(酸化防止剤) 安息香酸ナトリウム(保存料) 0.50g/Kg			
製造方法	<input type="checkbox"/> 別紙参照 茶葉抽出-調合一殺菌(130℃、15秒)-自動充填-自動密栓-ラベリング-包装			
容器包装の材質 内容量	ペットボトル 500ml			
保存方法	<input checked="" type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> その他()			
使用用途	<input checked="" type="checkbox"/> 小売用 <input type="checkbox"/> 製造加工原料 <input type="checkbox"/> その他()			
使用方法	そのまま飲用			
自主検査予定項目	清涼飲料水成分規格、安息香酸、サイクラミン酸			
輸入予定港・時期	<input checked="" type="checkbox"/> 神戸 <input type="checkbox"/> 関西空港 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> その他 輸入時期:2016年4月			

相談の予約

1. 相談日 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
2. 相談時間 8:30～12:00、13:00～17:15
3. 相談方法 原則として、面談方式。
過去に食品等の輸入実績がある輸入者
で、検査項目の助言等簡易な相談内容
であれば、FAX等による相談も受付。
4. 相談費用 無料

4. 輸入前相談の実際

◆ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項

- 自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

◆ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条第1項

- 自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本的な事項

◎ 輸入食品監視指導計画 別表第2

食品分類毎の

- 輸入時における危害要因（代表的な事例）
- 事前の確認事項
- 定期的確認事項（初回輸入時を含む）
- 輸送及び保管時の確認事項

◎ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

◎ 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令

（昭和26年12月27日厚生省令第52号）

◎ 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について

（平成20年6月5日付け食安発第0605001号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

検査指導で確認する事項

- 成分規格の有無
 - 食品別の規格基準について
- 検査命令に該当しないか
 - 監視指導> 検査命令通知
- 監視強化の通知
 - 監視指導> その他の監視指導に関する通知
- 添加物の使用
 - 指定添加物リスト
 - 第10版食品添加物公定書> E 使用基準
- 過去の類似品による違反事例
 - 違反事例
- 現地の添加物の使用状況

5. 相談室からのお知らせ

情報お知らせメールの活用

輸入食品等に関する情報をお知らせします

メールアドレスをご登録いただきますと、輸入食品等に関する通知等を電子メールでお届けします。

【お知らせする内容】

- 食品衛生法等法令の改正通知
- 命令検査に関する通知
- 指導検査に関する通知
- モニタリング検査に関する通知
- 業務説明会等に関する通知
- その他食品衛生に関する情報

【登録方法】

会社名及び所在地、登録者名、電話及びFAX番号、登録メールアドレスを電子メール登録申込用紙に記載し、神戸検疫所食品監視課(078-672-9662)宛てにFAX送信してください。

▶ [電子メール登録申込用紙](#)

お問い合わせ先

神戸検疫所食品監視課

輸入食品相談指導室

TEL 078-672-9655

登録方法

- 電子メール登録申込用紙を神戸検疫所食品監視課にFAX送信する
- 1社につき1メールアドレス限り

【重要】 配信元のメールアドレスに返信されても対応いたしかねます

令和8年度より

- ★ 原則、月曜日と木曜日の週2回配信
- ★ 急ぎのお知らせは臨時号でお知らせ

ご静聴ありがとうございました

